

フォーカス [50条]

少年の刑事手続における社会調査記録の扱い

加藤 学

少年法は、少年の刑事手続についても健全育成の目的を掲げている(少1条)。そのため、少年の刑事事件においても、科学的調査の結果を活用することを求めており(少50条)、その具体的方法として、刑事訴訟規則277条は、家庭裁判所で取り調べた証拠を努めて取り調べることを求めている。犯罪事実に関する証拠は、成人の刑事事件でも当然取り調べられるのであるから、同規則が念頭においている証拠とは、いわゆる社会記録のことである。それらの証拠調べの結果、保護処分が相当であると認められるときは、刑事の裁判所は、事件を家庭裁判所に移送しなければならない(少55条)。

刑事裁判は公開の法廷で行なわれ、書証の取調べは全文朗読が原則とされている(刑訴305条)。ところが、社会記録には、学校照会その他の照会回答書、少年調査票、鑑別結果報告書など、少年のみならず、その保護者など関係者の高度のプライバシーに関わる事項が記載された資料が多数含まれている。それらの情報は、本来公開に親しまないものが多く、学校照会などでは、家庭裁判所に対してさえ、非公開の要請が特に高い部分を黒塗りするなどの処理を施した上で提供されている。そこで、そのような情報が含まれる社会記録を、漫然と公開の法廷で取り調べると、秘密を知った少年の更生に悪影響を与えるだけでなく、爾後、学校その他の情報提供者が、情報が公になるのを避けようとして、家庭裁判所に対する情報提供自体を拒否することになりかねない。そのようになると、家庭裁判所が少年の要保護性を的確に把握することに支障を来す可能性すら懸念される。

裁判員制度が始まる前の刑事裁判においては、社会記録全体を証拠として採用することもあったが、取調べ方法として要旨の告知(刑訴規203条の2)の方法を採り、法廷では高度の秘密にわたる部分は告知せず、裁判所が法廷外で社会記録を読み込むことで上記問題に対処していた。しかし、裁判員裁判では、「見て聞いて分かる裁判」実現のために、原則として書証は全文朗読することが求められ、それを可能とするために、また、核心司法実現のため、証拠の厳選が求められている。そこで、社会記録の取調べ方法が新たに問題とされてきている。

この点、少年法20条2項本文の原則検送事件においては、55条の保護処分相当性は20条2項の趣旨にしたがって解釈されるべきであり、原則検送事件において保護処分相当性が認められるのは、狭義の犯情を中心とした刑事裁判における量刑事情と大差のない事情について特段の事情が認められる場合に限られているとの実務評価を前提として、特段の事情の有無の審理に必要な証拠は、通常は一般の刑事裁判と同様の証拠で十分であるとし、社会記録が必要になるとしても、基本的に少年調査票の「調査官の意見」欄で足りるとする見解がある(佐伯ほか〔2009〕161頁)。しかし、この見解が、特段の事情が狭義の犯情を中心とした事情についてのみ認められるとの理解(北村〔2004〕2

70頁)を前提としているのであれば、その点は、20条2項但書が狭義の犯情とその他の事情とを全く区別せずに列記している文理に反するし、立法過程における議論にも反している(加藤〔2010〕3204頁)。それに、上記見解を採ったとしても、評議の結果、特段の事情が認められるとの判断に達した場合には、狭義の犯情以外の全ての事情を考慮して保護処分相当性の有無を判断せざるを得なくなるのだから、評議前の時点において、上記見解が指摘するように証拠を限定することはできないはずである。

他方で、原則検送事件においても、55条移送を判断する局面においては、刑事処分相当性と保護処分相当性を対等に扱うべきとするのも不当である。20条2項が定められた以上、55条も20条2項と表裏一体に解すべきである。したがって、保護処分相当性が認められるのは20条2項但書に該当する場合であり、これを特段の事情のある場合と表記してもよいであろう。とはいえ、その判断においては、狭義の犯情に限らず、全ての事情を考慮すべきである。

そして、20条1項により検察官送致された事件の中にも裁判員裁判の対象になる事件がある。その事件については、当然に全ての事情を考慮して保護処分相当性の判断をすることになる。

それでは、保護処分相当性判断のために必要十分な証拠を取り調べつつ、少年および関係者のプライバシーを守り、将来の社会調査が阻害されないようにするためにどうすべきか。

まずは、家庭裁判所が、検察官送致決定に必要な十分な理由を付すことが必要であろう。検察官送致の判断を下すのは、鑑別技官でも調査官でもなく、家庭裁判所なのであるから、家庭裁判所は、その理由を説得的に示す必要がある。それは、裁判員を含む刑事の裁判所へのメッセージともなる。もちろん、その理由の記載にあたっては、関係者のプライバシーに十分な配慮を払うべきである。かつては、「罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認める」といったごく簡潔な理由しか付さない検察官送致決定書が多く見られたが、今後はそのような運用は許されないというべきである。

家庭裁判所の決定理由が充実したとしても、それだけでは刑事裁判所が判断に困難を覚えることも多いと思われる。保護処分相当性の判断が、少年の生育歴、人格、環境を前提とした、心理学、教育学などの社会関係諸科学を駆使した将来予測であることからすると、刑事裁判所は、判断の前提事実を必要十分に収集するのは当然として、自らの判断の助けとなる参考意見も収集する必要があるであろう。そのための最良証拠は、少年調査票および鑑別結果報告書であろう。書証としては、少年調査票の「調査官の意見」に限り、そのほかに必要があれば証人尋問を行なうという方法も考えられるが、判断(意見)と前提事実とは有機的に関連しており、それらを分断することは刑事裁判所の判断資料を充実させるという面から疑問である。また、そのような証人尋問は、公開の法廷で行なわれるのであるから、関係者のプライバシー侵害のおそれも高い。

少年調査票および鑑別結果報告書の取調べ方法は、要旨の告知とし、必要に応じて休憩を取るなどして、裁判員および裁判官がそれらを読み込む時間を確保すべきであろう。これは、「見て聞いて分かる裁判」の例外ということになるが、条文上は刑事訴

訟規則203条の2で可能であり、少年および関係者のプライバシー保護および将来の社会調査充実のため必要性もあるのだから、例外として許容すべきと史料する。

調査官に対する証人尋問は、証人適格はあり、判断過程を口頭説明する意義がなくはないが、必然的に判断の前提となった事実についても証言を求められるところ、それらについては、調査官は、職務上の秘密として証言を拒絶せざるを得ないのだから(刑訴144条。平場〔1987〕478頁)、結局、証人尋問の実効性がなく、証拠調べの必要性が認められないというべきである。

このように解しても、調査実務に変更の必要はない。本来、少年調査票は、家庭裁判所の処遇選択と審判運営のために必要な事項をまとめた簡潔にして要を得たものであるべきである。そうすれば、自ずと、適切な量となる。そのような少年調査票であれば、時間的にも、理解可能性の面からも、裁判員が読むのに適したものとなる。調査官は、従来どおり、簡潔にして要を得た調査票の作成に励むべきである。

- 1 佐伯仁志ほか編(2009)『難解な法律概念と裁判員裁判』法曹会
- 2 北村和(2004)「検察官送致決定を巡る諸問題」家月56巻7号
- 3 加藤学(2010)「終局決定(1)検察官送致決定」廣瀬健二ほか編『少年事件重要判決50選』立花書房
- 4 平場安治(1987)『少年法〔新版〕』有斐閣